

## 離島の農業後継者対策について

小 澤 卓

### 目 次

1. はじめに
2. 先行研究
3. 離島の農業後継者対策
  - 1) 離島農林業就業者の推移
  - 2) 八丈町の農業後継者対策
  - 3) 離島農業の後継者対策について
4. 研究課題

### 1. はじめに

離島地域における農業は、我が国の外海、内海の地域を問わず全国各地に展開している。全国的に広がりがある畜産業や、特定の品目に特化して生産を伸ばす離島も存在する。日本離島センター(2021)の平成27年度国勢調査時点の産業分類別就業者数によれば、離島全体の就業者数294,421人の内、農林業は35,909人(12%)、漁業17,955人(6%)とあり、農林業従事者は漁業者よりも多い<sup>1)</sup>。一方で、多くの離島地域が人口減少問題を抱えており、将来的な地域の担い手となる人材の確保、農業をはじめとした第一次産業の後継者対策は喫緊の課題となっている。

離島市町村では、これまでも次世代の担い手を確保するために、移住定住政策を進め、島外から移住者を募ってきた。移住者を呼び込むためには、住居をはじめとして、教育、医療などの定住条件が揃っていなければ移住先の選択肢にはなりづらく、定住のための条件整備を進めてきた。定住条件の整備は、Iターン者のみならずUターン者にとっても同様である。また、地域の受け皿づ

くりは農業従事者だけでは難しいため、自治体による施策が必要であり、農業後継者対策は移住定住政策との連携が不可欠である。

瀬戸内海の離島の一部では通勤農業を行う島も見られるが、本土から遠方の外海に位置する離島の場合には通勤農業は馴染みづらい。加えて農業に参入するための障壁は高く、離島の場合は基本的に土地が流動的ではないため、仲介をおこなう不動産業も少なく農地を得られる機会も少ない。また、生産資材の移入や出荷には海上輸送費用が掛かるなど、離島であるが故の課題がある。

そこで本稿では、離島の農業の後継者対策として、上記のような就農に対する課題に対応するため、離島市町村が取り組む農業後継者対策について事例研究をおこなうと共に、その課題について明らかにした上で、今後必要な施策について考察する。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では離島の後継者対策の先行研究を整理し、第3章では全国と離島の農業就業者の推移を概観し、離島市町村の農業後継者対策として八丈町の事例を取り上げ、これからの離島の後継者対策について考察する。最後の第4章では今後の研究課題を述べる。

## 2. 先行研究

離島の農業研究では、農家経営や技術的な面での研究が多く、後継者対策と移住定住政策との関連性について考察されることは少なかった。農業後継者について分析した先行研究には、家族経営の農家での継承、集落営農法人での人材育成、企業内の後継者育成の課題、家族ではない第三者への事業継承について研究の蓄積があるが、本稿では離島自治体での後継者対策に焦点を当てることから、地域を対象に農業後継者対策の調査分析をおこなっている研究を中心に整理する。

安藤(1978)は、茨城県を対照とした事例研究を行い、社会情勢の変化の一つの要因として、後継者の学歴に着目した議論を展開している。論文によれば、学歴が高くなることが必ずしも農業の就業から離れるわけではないことを示したうえで、農業以外の職業に就いた経験を研修期間ととらえることが、農家目線に立った後継者対策であると考察している。

五十鈴川他(1985)では、農業後継者対策は農政上の重要な課題であるとし、山形県内の調査を通じて後継者の定着とその課題について考察している。論文では、後継者の減少がみられる地域として、県内の山間部、沿岸部、山形市近郊を挙げており、地域性があること。農業以外への産業へ労働力が移動し、就業構造の変化がみられること。農業後継者の所属する家族の就業構造、経営者と継承者の年齢差、経営体の規模と家族の就業形態について分析している。また、女性の農業離れ、後継者の配偶者と家族間での分業、後継者と結婚問題といった視点から後継者問題を論じており、家族内での継承で発生しうる諸課題について論じている。

小林(1985)は、Uターンする若手の就農者の実態を調査し、後継予定型(継承を確定)、流動型(継承するかは不確定)、転換型(当初は継承の予定はなかった)の3タイプに分類している。調査では、後継者として戻ることを想定していた後継予定型が大半を占めていること。そして、大半のUターン者が他産業の就業経験を有しており、後継者本人はその農業以外の経験の自身の蓄積として前向きに評価している一方、農業技術の習得については後継者育成上の課題としている。

同じくUターンを対象に分析している品部(1987)は、後継者がUターンした理由について着目し、埼玉県下のUターン農家にアンケート調査をおこなっている。理由の大半は、家業である農業の継承を理由としている。Uターンするにあたり、将来の見通しや技術の取得、所得の減少、結婚問題や仲間の不在に不安を抱いているが、この不安は営農後の生活の中でも継続されており、離農を生み出す要因になると論じている。

石田(1993)は、農業後継者の思考と行動について明らかにするために、現在の愛知県田原市にある旧渥美郡赤羽根町の農家を訪問し、施設園芸に携わる35歳以下の後継者を調査している。まず、営農に対する積極的な関わり方の程度に応じて階級分けをおこない、次に年齢、結婚、経歴、地位から経営者要因を想定し、関係性を多選択ロジットモデルにて計量分析している。その結果、営農への積極的な態度と経営者要因の間には対応関係があり、農業以外の生活体験、修学機会、研修経験を経た後継者は、地域農業の発展に対して積極的な思考と行動をとっていると分析している。

稲本(1993)は、農業への参入コストに着目した研究をおこなっている。特に地域に縁がない移住者（Iターン）の場合は農業への参入コストが掛かる。稲本氏は参入コストとして、職業移動に伴う費用（転居費用と転職時の所得に回復するまでの費用）、経営管理能力や技術の習得費用、制度上の障壁（農地制度、融資制度、法人制度などの要件）、営農にあたっての利害関係者に対する信用獲得のための費用、地域社会に加わるための費用を挙げている。そして、後継者不足は他産業に比較した場合に、農業の吸引力が弱いこと、そして農業への参入障壁が高いことに問題があると指摘している。また、後継者問題の所在は、単に職業選択や職場選択、経営者の後継者対策や組織の存続に留まる問題ではなく、農業の産業構造や他産業との関連性を検討する必要性を言及している。

梅本・山本(2009)では、新規就農者と就農希望者へのアンケート調査から、事業継承の失敗事例の検証をおこない、事業継承の成立条件の整理している。事業を移譲する経営者と継承者間でのマッチングや、両者の意識と信頼関係の醸成といった、家族内での継承とは異なるコミュニケーションの課題を挙げており、地域内での支援体制の構築や事業継承システムの構築の必要性を言及している。

農業後継者の事例ではないが、大谷(2012)は山口県内で若者の多い離島である、周防大島町浮島、下関市蓋井島、萩市大島を調査し、漁業集落にUターンした若者が定着する理由と条件について分析している。島にUターンする理由として、結婚や出産、介護などの家庭環境による理由があるが、元々島に帰ることを考えており、家庭環境の変化がUターンのきっかけなることが多いとしている。定着の条件としては、漁業を軸にした就業機会があり、空き家があることで両親と別居して住めるなど、島内の定住環境が確保されていること。漁業において親子が協力関係にあること。水産資源の利益分配の仕組みがあり、生活に必要な所得を確保できること。島内での女性の就業機会、個人の独立や兼業などの自己実現の欲求を満たすことを挙げている。

神崎・堀内(2013)は、石川県の条件不利地域である奥能登地域の農業経営を事例として、若手農業継承者に農家継承のプロセスについて調査している。多くの農家が家族単位の小規模農家であるが、後継者就農後に四点の取り組みが見られるとしている。第一に、経営規模に変化が見られ、高付加価値商品の生

産に集約すること。第二に、配偶者が就農後に新規部門の創設や農業以外への就業といった兼業化が見られること。第三に、六次産業化や高付加価値商品が開発されること。第四に、地域農業技術継承と生産者同士や近隣の農業者から技術の助言指導を受けるなどの取り組みが見られるとしている。地域内のネットワークの形成支援は、土地などの資源制約を受ける条件不利地域の後継者支援をおこなうことの必要性を言及している。

先行研究には、直接的に離島の農業後継者対策を分析した研究はないが、Uターンした農家へのヒアリングやアンケート調査を通じて、就農者の定着条件を考える際に、農業の参入障壁や就農には様々な費用がかかることが理解できる。地域に縁のないIターン者の就農はさらに難しいことは想像できるが、Uターン者だけを対象とした後継者対策だけでは、今後地域が立ち行かないのが現状であろう。先行研究にもあるように、地域で就農していく過程において、技術の習得、農地の確保、地域コミュニティへの参画を含めて後継者をサポートする支援体制を地域で構築することの重要性が理解できる。

本稿では、上記のような課題に対応するために、自治体が政策的に主導して農業後継者の育成のために、技術の継承やコミュニティへの参加、農業生産基盤の整備支援、農地獲得の支援をおこなう組織を立ち上げている離島の事例を取り上げ、その事業の成果と課題を踏まえ、離島地域の農業後継者対策について考察する。

### 3. 離島の農業後継者対策

#### 1) 離島農林業就業者の推移

はじめに、日本全体の農業就業者の推移を図1に示す。平成17年を1とした時、令和2年には61%の水準まで減少している。

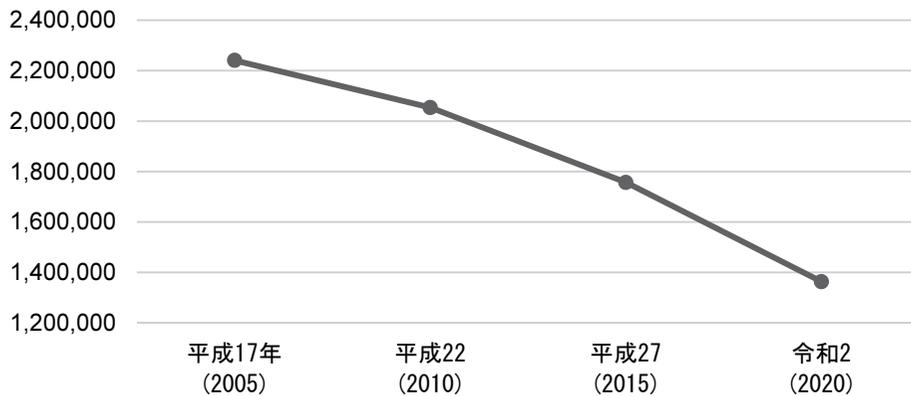


図1 全国の基幹的農業従事者数推移 (単位：人)

出典：資料は農林水産省(2023a)より著者作成

注)「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」の各年2月1日時点の数値。平成17(2005)年の基幹的農業従事者数は販売農家の数値。

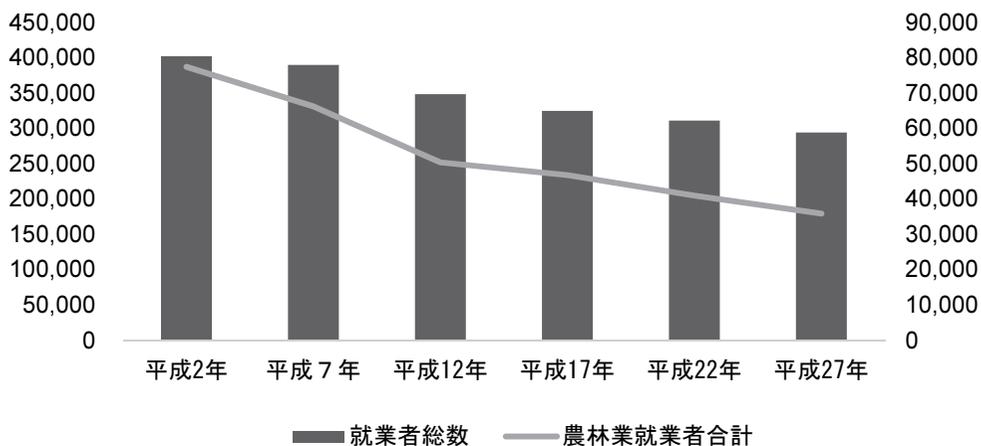


図2 離島の農林業就業者数推移 (単位：右軸(人)・左軸(人))

出典)『離島統計年報』より著者作成

次に離島の農林業就業者人口の推移を図2に示す。離島地域の農林業就業者の推移は日本全体の推移と呼応するように減少傾向にあり、平成17年を1とした場合、平成27年には77%の水準まで減少している。また、離島の農林業就業者の県別の順位を現したのが表1である。

表 1 離島の農林業就業者の県別順位

順位	都道県	農林業就業者（人）	農林業比率（％）
1	鹿児島県	12,396	35%
2	沖縄県	8,684	24%
3	新潟県	5,366	15%
4	長崎県	4,620	13%
5	愛媛県	1,714	5%
6	東京都	954	3%
7	広島県	625	2%
8	香川県	554	2%
9	島根県	498	1%
10	山口県	330	1%
全国計		35,909	

出典)『離島統計年報』より著者作成

表 1 が示す通り、離島の所在する都道県の中で農林業就業者数が一番多い県は鹿児島県である。特に同県内の種子島は就業者数16,081人、農林業就業者数4,525人と同県全体の30%を占め、農林業就業者の比率も県内の37%のシェアとなり県内1位である。しかし、種子島場合は一つの島のなかに3市町（西之表市、中種子町、南種子町）が所在しており、自治体ごとに後継者対策の政策手法が異なる。

一方で、東京都は農業就業者数こそ鹿児島県には及ばないが、八丈町は島内で農林業就業者の比率は13%、東京都内の離島全体では56%のシェアを占める。表 2 に示すように、東京都の離島地域における農林業就業者数を順位付けすると、八丈町の農林業就業者数は、他の離島に比べて多く、また農業後継者を育成することを目的とした、八丈町農業担い手育成研修センターを備えている。そのため、本稿では、町単独で研修施設を備えている、東京都八丈島の事例を取り上げる事としたい。

表2 東京都離島における農林業就業者数順位

順位	島名(町村名)	農林業就業者数(人)	就業者総数(人)	農林業比率(%)	東京都内シェア(%)
1	八丈島(八丈町)	536	4,064	13%	56%
2	大島(大島町)	160	3,989	4%	17%
3	三宅島(三宅村)	70	1,413	5%	7%
4	父島(小笠原村)	50	1,351	4%	5%
5	母島(小笠原村)	41	305	13%	4%
6	利島(利島村)	38	239	16%	4%
7	神津島(神津島村)	30	1,097	3%	3%
8	新島(利島村)	18	1,216	1%	2%
9	式根島(新島村)	2	279	1%	0.2%
10	青ヶ島(青ヶ島村)	8	139	6%	1%
11	御蔵島(御蔵村)	1	217	0.5%	0.1%
	東京都離島合計	954	14,309	6.7%	

出典)『離島統計年報』より著者作成

## 2) 八丈町の農業後継者対策

本稿では、離島の後継者対策の事例として、東京都八丈島に所在する八丈町の事例を取り上げる。八丈島は切り葉や観葉鉢などの花卉園芸が盛んであり、特にフェニックス・ロベレニーの切り葉については国内最大の生産地である。また、八丈島原産と言われるアシタバは健康野菜として、生葉、加工品として製造、出荷されており、近年では八丈フルーツレモンの生産量を増やしている。

八丈町(2022)によれば、町の2021年1月から12月までの農林業生産額は、20億6961万4千円あり、そのうち81.1%の16億7847万6千円が花卉園芸品の生産額である。内訳としては、切り葉が10億6696万円の51.6%、観葉植物が5億9179万円で28.6%と続く。ちなみに、切花1855万7千円(0.9%)、球根116万9千円(0.1%)である。

図3に、八丈町の農林業就業者の推移を示す。平成17年から町全体の就業者全体は4,728人から4,064人に減少し、農業就業者も536人に減少している。八丈町役場担当者によれば、八丈島の農業の一番の課題は後継者育成である。農業就業者の減少は町の産業衰退につながるために、平成20年4月1日に八丈町農業担い手育成研修センター(以下、「研修センター」と表記)を開設し、島内外を問わずに広く研修生を募集しはじめた。

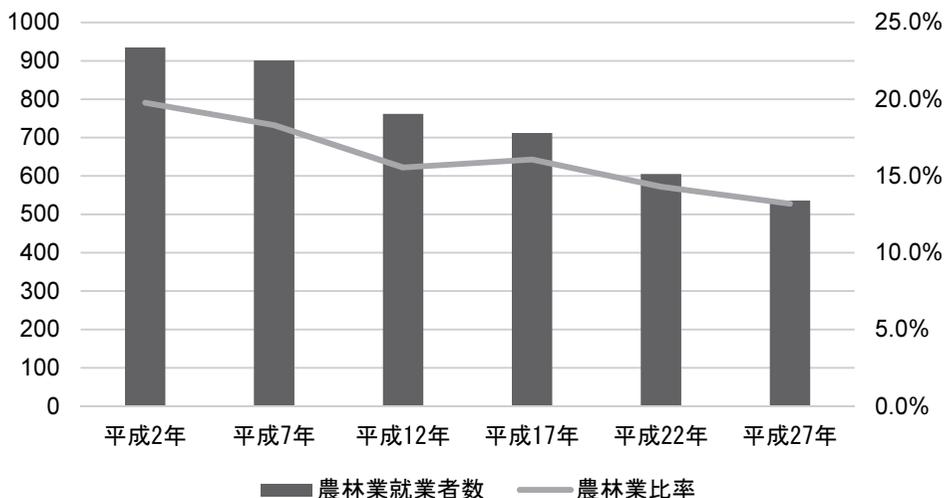


図3 八丈町の農林業就業者の推移（単位：右軸（%）、左軸（人））

出典『離島統計年報』より著者作成

研修センターは八丈町の大賀郷地域に位置し、平成18年度から平成29年度までの間に東京都の事業である「山村離島・振興施設整備事業」を活用し、花卉栽培用の耐風強化型パイプハウス等を整備している<sup>2)</sup>。

当初研修期間を5年間として実施していたが、研修作目や研修期間の見直しをおこない、現在は研修期間を原則4年間としている。自らの経営がおこなえる研修生については短縮して2年間で卒業が可能である。

研修センターでは、施設の拡充を行いつつ研修生の受け入れ人数を増やし、令和5年度現在は7期生まで受け入れている。現在所属する研修生は、5期生から7期生の6名が卒業に向け研修を続けている。これまでの卒業生は1期生から4期生までの12名のうち11名が卒業し、10名は新規就農者として島内にて就農している。

研修センターでの研修生の受け入れ人数は最大で6名であり、卒業生の数に応じて翌年度の募集をおこなう。最大人数が6名である理由は、一人当たりの管理圃場施設数の状況、施設での収益性、施設の老朽化等による建替え、作目の植替え等から考えられており、1人当たりの管理圃場を4棟と、フェニックス・スロベレニーの畑560㎡を管理する。

研修の内容は、町の農業基本構想にある基幹作物4品目であるフェニックス

ス・スロベレニー、ルスカス、レザーファン、八丈フルーツレモンを研修作物としている。研修生一人当たりの担当は、ルスカス2棟、レザーファン1棟、フェニックス560㎡、レモン1棟、共同管理1棟となっている。そのため、研修生は研修期間の終了までに、ある程度の貯蓄が必要である。研修生自身が担当するハウスから収穫し、出荷する売り上げは研修生の収入として、約300万円を目標とし、貯蓄を独立時の資金に活用する。施設整備については、ハウス整備の補助があり、農業協同組合と生産品目の各部会に加入することが条件となっており、グループ単位で予算を申請することにより補助を受けることができる。

研修時にかかる肥料、農薬などの経費は八丈町が負担するが、細かい消耗品は自己資金で購入することになっている。研修生には生活費の補助はないが、農林水産省(2023b)新規就農者を対象とした農業次世代人材育成資金や農業経営開始資金等の制度資金を活用している<sup>3)</sup>。

研修の1年目は、指導員や普及員からの基礎技術の指導を受け、農業簿記研修による経営指導を受ける他、農薬の基礎知識や植物の基礎知識を得るための農業座学が年5回ほど開催される。自らの農業経営についての経営計画の作成し、認定新規就農者へ位置づけを得ることが目標である。4月から6月に各作物を指導員により基礎技術の習得を図る。その後は担当する圃場について指導員によるチェックを受ける。

毎月1回、研修生の定例会、各作物の定例会が開かれる。また地域の農業団体や八丈農業振興青年研究会という地元の担い手組織の定例会に参加し、地域コミュニティへの参加やネットワークへの参加を図る。この間、就農する作物を決める、自分の農地を見定めるなどの活動をおこなう。年度の最後には、例年2月から3月に開催される町の産業祭に参加する。

研修2年目は、1年目と異なり卒業後の自己圃場を決定し、ハウス修繕についても学ぶ。自らの経営農地の取得、施設整備の実施、作目の定植をおこなう。1年目に続いて2年目は東京都指導農業士による作物の収穫、出荷調整作業、ハウスの張替作業の指導を受ける。その他、農業簿記講習会、東京都農業会議による島外視察、安全衛生教育教習会がある。

3年目と4年目は自分の圃場を管理しながら研修の傍ら、卒業後に出荷出来るように、指導員による圃場管理の確認を受けるのが主である。

八丈町の担当者によれば、新規就農の課題は農地の確保と研修センター以外での研修である。基本的に、研修生には農地を所有していないために、研修期間終了後までに農地を確保しなければならない。島内に遊休化している農地は見受けられるが、相続未登記や先祖代々の土地であるだけに、売買や賃借の対象としない住民が多い現状がある<sup>4)</sup>。八丈町では、農業基盤強化促進法の間管理事業や、町独自の農地バンクである「貸出希望登録制度」を活用し、農地の流動化を図っているが、農地の需要に追い付いていない<sup>5)</sup>。

また、研修センター以外の研修では、東京都指導農業士による研修受入を広く行っており、都内の他地域よりは多くの就農希望者の研修の体験を受け入れているが、短期研修終了後に継続して研修を行える場所が少ないことが課題である<sup>6)</sup>。今後、八丈町では研修施設の拡充をおこないつつ、研修生の受け入れ人数を増やしていくことを計画している。

八丈島の観光は、季節の花や観葉植物により島らしさを表現しており、島の農業景観が観光資源ともなっている。近年ではフリーズアやストレッチア、球根栽培の農家が減少しており、観光振興の面でも危惧される。島の農業の現状からも、移住定住策や観光振興との連携が必要であり、観光や島のイメージとして欠かせない花卉栽培と、稼げる農業との両立を目指すことが課題である。

### 3) 離島農業の後継者対策について

八丈町の研修センターのように、鹿児島県では種子島や奄美群島に就農を支援する研修機関を設置している<sup>7)</sup>。西之表市の公益財団法人西之表市農業振興公社は、種子島営農大学校を設置して学生を募集している。募集条件としては西之表市に居住し、農業経営を目指す者で、入校時の年齢が43歳未満、就農時が45歳未満の者を対象に若干名を募集している。研修期間は2年間であり、公社職員や関係機関の指導員による植物生理・土壌・病害虫の基礎講座やトラクター等の農業機械の操作など、就農を見据えた独立生産方式による研修を実施している。研修作物は、サトウキビ、さつまいも、バレイショ、スナップエンドウである。また、身元保証人を立てることや、卒業後の就農運転資金として、親元からの就農や雇用されることを望む場合を除き、概ね200万円以上の貯金を証明できる事も応募の条件となっている。

同島の中種子町でも公益財団法人種子島農業公社を設置しており、サトウキビ、露地野菜、花卉等研修作物で研修生を募集している。一方、南種子町では、外部に団体組織を設けずに、町単独で後継者対策を実施している。種子島内の他の自治体と異なり、農業法人が行う後継者育成への支援制度を令和4年から実施しており、町内に本社、営業所、研修所を有する農業法人が常勤社員を雇用する際に、労働環境の向上、農業担い手を育成した場合に、農業法人1法人2社員を対象上限として、年間の社会保険事業主負担相当額を支援する制度を設けている。また、特定地域づくり事業協同組合に出資加入している農業法人について、対象社員1人あたり年間3万円の加算措置する制度を設けている<sup>8)</sup>。

種子島3自治体の取り組みは、それぞれの自治体が地域にあった研修作物を設定し、就農する個人に研修事業を行う組織を通じて支援する場合や、後継者育成をおこなう事業者へ支援する場合もあり特徴が見られる。種子島の農業と後継者対策については、今後別稿を記すことを課題としたい。

離島における後継者対策は、Iターン者であっても地域農業の担い手として就農できる体制づくりが求められる。本章の最後に、離島の農業後継者対策に必要な要素を以下のようにまとめておきたい。

第一に、地域で就農研修拠点を整備する必要性である。本稿の八丈町の事例のように、自治体が主導して地域農業技術の継承や自立に向けたプログラムを実施する組織と仕組みづくりが必要である。

第二に、生産基盤の整備支援や農地の確保をはじめとした新規就農コストの低廉化に資する支援体制の確立が必要である。特に離島の場合は、土地の流動性が低いという地域的な特徴があるため、農林水産省や各都道府県で実施している人・農地プランの実質化等の施策をはじめ、自治体での農地対策が不可欠である。

第三に、就農環境整備が挙げられる。全国新規就農相談センターによる就農支援もあるが、中小企業政策と同様の事業承継のための中核的な支援センターやオンラインでのマッチングサイト、事業承継の専門家や、外部からの経営者招聘をおこなう環境を整備し、就農に至る選択肢を増やしていくことが必要がある。また、本稿の後継者対策の中では言及することはなかったが、就労環境の改善について以下の二点についても触れておきたい。

一点目は外国人の雇用である。人手不足の解消に、長崎県の五島市や、鹿児島県の沖永良部島（知名町、和泊町）では外国人技能実習生を受け入れている。今後この取り組みが定着していくかは、受け入れる地域側は労働環境の改善、就業規則の遵守、相応しい賃金体系による労働条件を整備していくことが求められ、単に労働力としてだけでなく、地域の担い手として受け入れられる土壌づくりが地域側に求められていくだろう。

二点目はスマート農業である。ICT（Information and Communication Technology）を活用し、農業の効率性を高めるスマート農業を取り入れることも、高齢化による離農や人手不足を補う上でも重要であり、離島にとっては新たな産業や雇用創出の機会にも繋がる可能性があるだろう。

総じて、技術の継承をおこなう組織の整備によって農業への参入障壁を下げつつ、農地の確保等、就農におけるコストの低廉化、就労環境を改善していくための取り組みが離島自治体には求められるが、その一方で、国の離島振興政策の上においても、これらの活動を支援するための諸制度の構築が期待されるところである。

#### 4. 研究課題

本稿の最後にこれからの研究課題について述べる。本研究では、離島の喫緊の課題である担い手不足や後継者対策について取り上げ、八丈町農業担い手育成研修センターの取り組み事例を紹介した。また、離島の農業後継者対策の考察のなかで、地域で就農研修拠点の必要性、生産基盤の整備支援や農地の確保をはじめとした新規就農コストの低廉化に対する支援体制の確立、就農環境整備の必要性を挙げた。しかし、本稿の事例は小規模な離島や一部離島のような離島でも展開が可能かと言えば、検証していく必要があるだろう。

『離島統計年報』の産業分類別就業者数によれば、近年、農林業就業の人口が微増している島が確認される。鹿児島県利島村の口之島では畜産業が、沖縄県の渡嘉敷島（渡嘉敷村）では稲作が、新潟県粟島浦村では豆の栽培の普及が就業者増加の要因と思われる。特に粟島浦村では、島外の製菓メーカーと連携していることが、豆の生産の需要が拡大したことが要因と思われる。小規模離

島では、個別の生産品目に特化して生産を伸ばす傾向があるが、離島ごと農業の発展過程を知ることが重要であり、さらなる研究が求められる。

八丈町の担当者からのヒアリングによれば、これまでの関する課題に加えて、近年の新型コロナウイルス流行後、不安定な世界情勢のなかで、生産物の出荷価格も上昇しているが、農業資材や肥料の上昇には及ばず、今後の輸送コスト上昇も懸念されるため経営目標が立て辛いと聞く。そして、人口減少により水産業、観光業など、多方面での人手不足が深刻化している。農業の施設整備についても、島内の工事事業者の人員不足により一般土木や建築工事に関して、行政発注の案件を中心に不調が多く発生しており、新規就農者が施設栽培をするために必要な、台風強化型パイプハウスの整備や作業場の建築にも影響が出始めているようである。食料生産に関する農業は、国の支援が期待できるが、花卉園芸品が中心の八丈島農業においては先行きが不透明である。

日本全体で燃油高騰による事態は今後の生産コストの上昇は避けられず、さらに深刻化を招く恐れがある。そもそも生産コストが高い傾向にある離島の飼料・肥料の自給について研究することの重要性は増していると考える。例えば、種子島では耕畜連携事業に取り組み、畜産飼料にサトウキビや馬鈴薯でんぷん粉を用い、飼料の自給率向上に取り組んでいる。これらは、将来的な生産と輸送費用の上昇に備えるためにも注目すべき実践例である。今後、マクロ的な経済動向に留意しつつ、島の農家の経営実態を調査し、持続可能な農業経営と移住定住政策の在り方を明らかにしていきたい。

## 参考文献

- 梅本雅・山本淳子(2009)「失敗事例に見る経営間事業継承の成立条件」『関東東海農業経営研究』第99号, pp79-84.
- 安藤義道(1978)「農業後継者問題に関する一考察」『農村生活研究』第22巻第2号, pp12-16.
- 五十鈴川寛・竹田信二・小林芙美子(1985)「農業就業構造の変化と後継者の定着化条件」『山形県立農業試験場研究報告』第19号, pp93-123.
- 石田正昭(1993)「農業後継者の思考と行動」『三重大学生物資源学部紀要』第9号, pp1-12.
- 稲本志良(1993)「農業における後継者の参入形態と参入費用」『農業計算学研究』第25巻, pp1-10.
- 大谷誠(2012)「山口県離島における若年者の流入」『地域漁業研究』第52巻第3号, pp47-65.

- 鹿児島県(2023)「鹿児島県新規就農相談所HP」(2023年10月1日アクセス)  
<http://www.ka-nosinkyo.net/syunou/syunoushisetsu/index.html>
- 神崎淳子・堀内美緒(2013)「条件不利地域における農家後継ぎ就農の考察」『農村計画学会誌』第32巻, pp311-316.
- 小林恒夫(1985)「農業青年のUターン動向と農業後継者問題」『農村生活研究』第293号, pp10-14.
- 品部義博(1987)「農業後継者の補充と「Uターン」農業青年の就農実態一埼玉県下における最近の調査結果から」『労働科学』第63巻第4号, pp193-209.
- 八丈町(2022)東京都八丈町勢要覧(2023年10月1日アクセス)  
<https://www.town.hachijo.tokyo.jp/toukei-siryou/pdf/hachijo2022.pdf>
- 日本離島センター(2021)『離島統計年報』公益財団法人日本離島センター.
- 農林水産省(2023a)「基幹的農業従事者」(2023年10月1日アクセス)  
[https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/r3/r3\\_h/trend/part1/chap1/c1\\_1\\_01.html](https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r3/r3_h/trend/part1/chap1/c1_1_01.html)
- 農林水産省(2023b)「就農準備資金・経営開始資金(農業次世代人材投資資金)」(2023年10月1日アクセス) [https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/roudou.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)
- 南種子町(2022)「南種子町HP:農業法人への支援制度について」(2023年10月1日アクセス)  
<http://www.town.minamitane.kagoshima.jp/industry/agriculture/nougyouhoujinshienn.html>
- 全国新規就農相談センター「農業をはじめる.JP」HP(2023年10月1日アクセス)  
<https://www.be-farmer.jp/>

## 注

- 1)『離島統計年報』の産業分類別就業者数は、平成27年国勢調査に基づく就業人口であり、産業分類は日本標準産業分類の大分類である。また、平成17年の統計より、農業と林業の就業者は、農林業として一体化されている。
- 2)研修センターの施設では、耐風強化型パイプハウスを規格として、1棟規模は約100坪(330㎡弱)を整備している。西見地区研修センターでは敷地面積25,000㎡の中に圃場施設16棟、作業棟1棟、倉庫1棟を整備。南原地区研修センターでは敷地面積195,455㎡うち約13,500㎡の中に圃場施設14棟、作業棟1棟を備えている。
- 3)就農準備資金・経営開始資金(農業次世代人材投資資金)は農林水産省経営局就農・女性課が管轄しており、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前2年以内の研修を後押しする資金であり、3年以内の就農直後の経営確立を支援する資金を交付制度である。
- 4)平成27年度の八丈町管内の農地面積618haのうち、これまでの集積面積は57ha、集積率は9.26%となる。同農地面積のうち、遊休農地面積89haであり、遊休農地率14.4%である。

- 5) 八丈町は遊休農地が増加に対して平成11年度から東京都八丈支庁、中央農業改良普及センター八丈支所、八丈町、八丈町農業委員会、八丈島農協を構成メンバーとした遊休農地活用計画検討会を組織している。同会では農林水産省の「遊休農地解消総合対策事業」を活用し、遊休農地の解消を目的とした基盤整備を実施した。解消後の遊休農地を担い手に集積し、経営構造対策事業により温室を整備し、現在は切葉のレーザーファン、ルスカスを栽培している。
- 6) 例えば東京都では、八丈町のような研修センターに入所前にも農業技術を習得する機会を設けている。東京都農振水産振興財団が主催する農業体験研修では、1日から5日間、6日から20日間のプログラムと、60日間の営農力育成研修の機会を設けている。
- 7) 鹿児島県(2023)によれば、鹿児島県内の離島に農業研修をおこなう組織が運営されている。公益財団法人西之表市農業振興公社、公益財団法人種子島農業公社(中種子町)、公益財団法人奄美市農業研究センター、喜界町営農支援センター、徳之島町営農研修施設、天城町農業センター、伊仙町農業支援センター青緑の里の7団体が設置運営されている。
- 8) 特定地域づくり事業協同組合制度とは、地域人口の急減に直面している地域の農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーを派遣する事業を行う事業協同組合に対して財政的に支援する制度である。